平成29年10月1日

岐阜県行政書士会 会 長 佐藤 廣之 総務部長 森 伸二

会員名簿の発行について

仲秋の候、会員の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、本年度は二年に一度の会員名簿を発行する年となっております。岐阜県行政書士会の会員 名簿は従来より顔写真のない形式で発行してまいりましたが他県の行政書士会や他士業においても 顔写真の入った名簿を作成している会が多くなって来ております。会員名簿につきましては、会員 への配布とともに関係する行政機関への配布も行い本人確認の際、使用される大切なものとなりま す。つきましては、会員名簿の発行にご協力をいただきますようお願いします。

記

サンプル

	ぎょうせい たろう 行政 太郎 平成00年0月00日入会			事務所名	行政書士〇〇事務所 〒500-0000	
					岐阜市○○町○丁目○○番地	TEL058-000-0000 FAX058-000-0000
00000000	特定	申取	封印	兼業	司法書士 土地家屋調査士	

注意事項

- ※ 会員名簿へ記載する事項は日行連への登録事項と同じ内容となります。登録事項の変更がありましたら 速やかに変更届を提出してください。変更届の提出のない場合、名簿に反映されませんのでご注意下さい。
- ※ 行政書士の種別として「特定行政書士」「申請取次行政書士」「出張封印行政書士」の3種を掲載します。
- ※ 兼業につきましては、「弁護士」「司法書士」「土地家屋調査士」「税理士」「社会保険労務士」 「公認会計士」「弁理士」「宅地建物取引士」「中小企業診断士」「不動産鑑定士」「建築士」「測量士」 「技術士」「海事代理士」の記載を致します。返信のない場合、記載を希望されない場合は記載しません。
- ※ 顔写真の提供のない場合、サンプルのような記載となります。(任意としますが出来るだけご協力下さい)
- ※ 写真の提供は出来るだけデータをメール送信(honkai@gifu-gyosei.or.jp)していただくようお願いします。 メール送信が困難な場合、現像写真を送信いただければこちらでデジタル変換致します。サイズは問いま せんが出来るだけ大きい写真をお願いします。
- ※ 入会3年以内の会員で入会時の写真の使用を希望される場合は回答書にてお知らせください。
- ※ 岐阜支部会員についてはホームページ会員名簿の写真の使用を希望される方は回答書にてお知らせ下さい。
- ※ 来年度以降に本会のホームページにてデジタル会員名簿を作成する事を検討しています。その際の写真 掲載の可否も含めて回答お願いします。
- ※ 回答書の期限を過ぎた場合、次回会員名簿作成まで反映されませんのでご注意下さい。